

京都市告示第 263号

無鄰菴の指定管理者である植彌加藤造園株式会社から、京都市無鄰菴等条例第4条ただし書の規定に基づき、無鄰菴の臨時閉館について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和4年7月25日

京都市長 門川 大作

1 臨時に閉館する日

令和4年8月1日（月）、2日（火）、3日（水）、5日（金）

※ただし、3日（水）及び5日（金）については、作業状況によっては開館とする。

2 閉館の理由

施設内の樹木の伐採作業を実施するため。

（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）